

「埋蔵文化財発掘の届出について」 注意点

(1) 発掘の届出とは

ここで言う発掘とは遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の調査ではなく、開発に伴う工事のことです。遺跡内で掘削を伴う工事を行う場合には、埼玉県教育委員会へ、発掘の届出をしなければなりません（文化財保護法第93条第1項に基づく義務）。

事前の試掘調査の結果にかかわらず届出は必要になりますので、工事の60日前までに「発掘の届出」書類に工事の内容がわかる図面と地図を添付してご提出ください。

(2) ご記入の際の注意点

- ・鑑（表面）の申請者と工事主体者（裏面）の欄は、同一名でお願いします。

※同一名でないと訂正後、再提出していただくようになります。

工事主体者とは＝工事をしようとする者

事例1) 個人住宅・・・**施主** ※親族等の土地で建てる場合でも施主となります。

事例2) 個人が事業で行うアパート・マンション建設や福祉施設建設等・・・**個人事業主**

事例3) 分譲住宅等、事業者が建設・販売する個人住宅・・・**事業者（会社名と代表者名）**

事例4) 分譲住宅建設のための宅地造成・・・・・・・・・・ **事業者（会社名と代表者名）**

事例5) 事業者が土地を借りて行う店舗建設等・・・・・・・・ **事業者（会社名と代表者名）**

※必ずしも地権者と一致するわけではありませんのでご注意ください。

- ・1件の開発については、届出書類を1枚にまとめてご提出ください。（同じものを2部提出）

※工事主体者や地権者が複数の場合でも、1枚にまとめてご記入ください。氏名・住所などが書ききれない場合は、「〇〇他（別紙参照）」などとし、別紙を添付してください。また、開発の面積についても合計値を記入してください。

その他、書類の記入について不明な点は、事前に下記窓口にお問い合わせください。

円滑な書類の提出にご協力の程、お願いいたします。

お問い合わせ先

川越市教育委員会文化財保護課

川越市元町1-3-1（市役所東庁舎2階）

電話 049-224-6097（直通）